

船員に関する特定最低賃金（漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）の審議について

- 国土交通大臣又は地方運輸局長等は、交通政策審議会又は地方交通審議会の調査審議を経て、船員に適用される特定最低賃金を決定（最低賃金法第35条第3項）
- 漁業に関しては、昭和55年2月の「漁船船員の最低賃金に関する建議（船中労第46号）」を受けて、昭和56年度に4業種（遠洋まぐろ漁業、大型いか釣り漁業、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業）について最低賃金を設定
同建議において、「その他の業種の取扱いについては、今後さらに審議検討を行う」とされる
- 平成27年6月に、漁業に関する特定最低賃金の拡大について諮問
平成27年10月に、「漁業（遠洋まぐろ）最低賃金」を、遠洋かつお漁業及び近海かつお・まぐろ漁業を含む業種へ拡大し、「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金」とする方向で決定することが適当であるとの答申
- 平成27年10月に、漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金の額を決定することについて諮問
公労使委員（各2名）からなる専門部会を設置

平成27年10月20日 国土交通大臣から交通政策審議会に諮問

平成27年10月23日 最低賃金専門部会を設置〔第70回船員部会〕

第1回（平成27年11月6日）

・ 労使の合意は得られず。

第2回（平成27年11月17日）

・ 労使の合意は得られず。
・ 労働者側委員より、労使間で調整を行いたい旨、申し出。

専門部会とは別に
労使間で断続的に協議。
199,300円で労使合意。

第3回（令和4年8月24日）

・ 労使合意した199,300円を、最低賃金専門部会のとりまとめとすることで結論。

最低賃金専門部会の審議結果の報告及び答申案の審議〔第152回船員部会〕

漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会委員名簿

（敬称略、五十音順）

（公益を代表する委員）

西村万里子 明治学院大学 法学部教授

◎野川 忍 明治大学専門職大学院 法務研究科教授

（関係船員を代表する委員）

釜石 隆志 全日本海員組合 水産局水産部副部長

高橋 健二 漁船同盟連絡協議会 議長

（関係使用者を代表する委員）

土屋 和 日本かつお・まぐろ漁業協同組合 常務理事

納富 善裕 （一社）全国近海かつお・まぐろ漁業協会
代表理事専務

◎ 専門部会長